

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

一 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、**地域共生社会の実現という目的に向け**、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「**権利擁護支援**」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの**成年後見制度利用促進の取組をさらに進める**。

権利擁護支援

- ・ **意思決定支援等による権利行使の支援**や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における**権利侵害からの回復支援を主要な手段として**、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における**本人を中心にした支援・活動の共通基盤**である。

成年後見制度利用促進

- ・ 利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に**利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すもの**である。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク
障害者支援の
ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の良守り等の
様々なネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包摂

権利擁護支援

(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 — 一 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実 —

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発生した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討